

# 自然と共生する豊かな農業農村の形成

平成 1 4 年 7 月

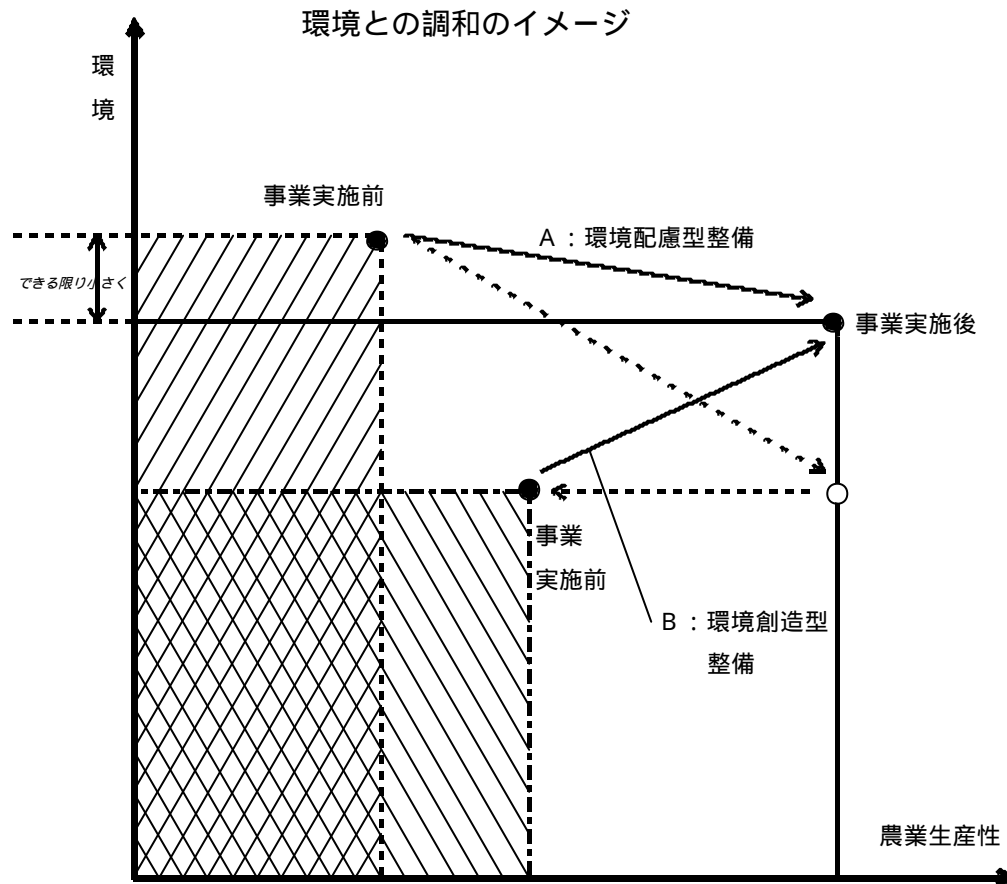
## 目 次

	頁
1 環境との調和への配慮の考え方 . . . . .	1
( 1 ) 農業農村整備事業における環境との調和への配慮 . . . . .	1
( 2 ) 地域の合意形成・維持管理体制づくりの重要性 . . . . .	2
( 3 ) 田園環境整備マスタープラン . . . . .	3
2 環境配慮対策に係る事業手法 . . . . .	4
( 1 ) 一般事業の中での配慮対策の実施 . . . . .	4
( 2 ) 拠点的な整備の実施 . . . . .	5
( 3 ) 他省庁との連携 . . . . .	6
3 環境配慮対策の展開と環境と調和した農業農村の形成に向けた 対応のイメージ . . . . .	8

# 1. 環境との調和への配慮の考え方

## (1) 農業農村整備事業における環境との調和への配慮

環境との調和への配慮は、農業の生産性向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避し、低減するために適切な措置を講ずることにより実施（環境配慮型整備）。また、状況に応じ、これまで失われた環境を回復し、さらには良好な環境の形成に留意することも必要（環境創造型整備）。



事業において実際に行う環境配慮手法（例）  
ミティゲーション(環境配慮) 5原則

### 現在の環境の回復・創造

【修正】環境そのものを修復、再生または回復すること  
落差工等により生息空間のネットワークが分断されている状況を魚道の設置により修正

### 現在の環境の保全

【回避】行為の全体または一部を実行しないこと  
湧水など環境条件がよく、繁殖も行われている生態系拠点は現況のまま保全

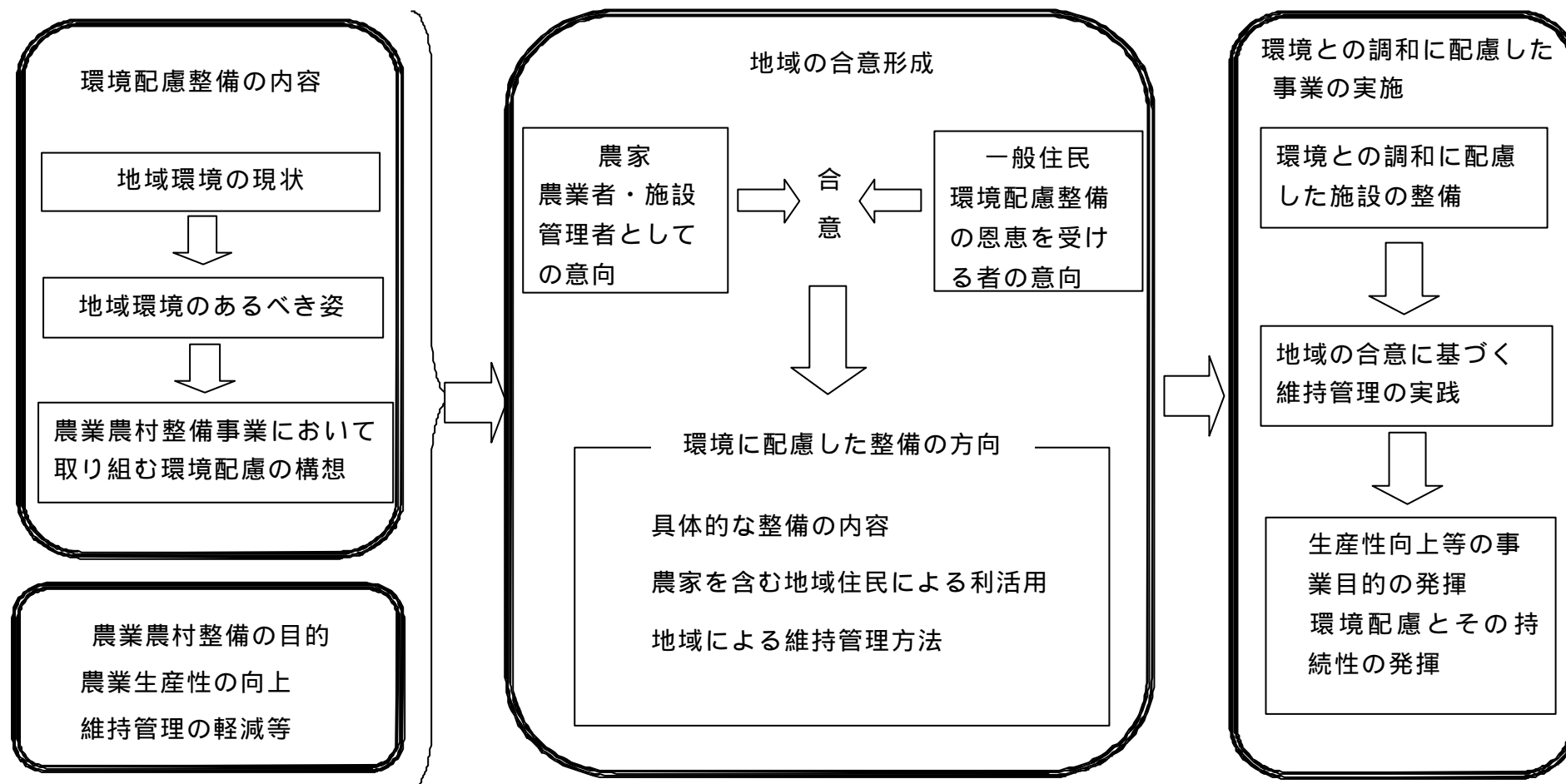
【最小化】行為の実施の程度または規模を制限すること  
水田の生物の生息が可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化

【影響の軽減/消失】行為期間、環境を保護及び維持管理すること  
環境確保が困難な場合、一時的に生物を捕獲・移動し、影響を軽減

【代償】代償の資源または環境を置換または提供すること  
多様な生物が生息する湿地等を工事区域外に設置し、同じ環境を確保

## (2) 地域の合意形成・維持管理体制づくりの重要性

農業農村整備の目的である生産性の向上等と環境との調和への配慮を将来にわたり実効性のあるものとするためには、事業実施後の施設の適切な維持管理が前提。  
このため、事業の早い段階から環境配慮整備の内容と併せ、費用負担、管理主体など将来の維持管理方法について農家を含む地域住民の合意形成を図ることが必要。



### (3) 田園環境整備マスタープラン

地域の合意形成に基づく、環境との調和に配慮した農業農村整備事業の基本的な方針を市町村が田園環境整備マスタープランに取りまとめる。

平成14年度より、原則として農業農村整備事業の新規採択地区は、田園環境整備マスタープランに基づき、食料の安定供給等と併せて自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換。

#### 田園環境整備マスタープランの主な内容

田園環境の現状と課題の把握  
市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握

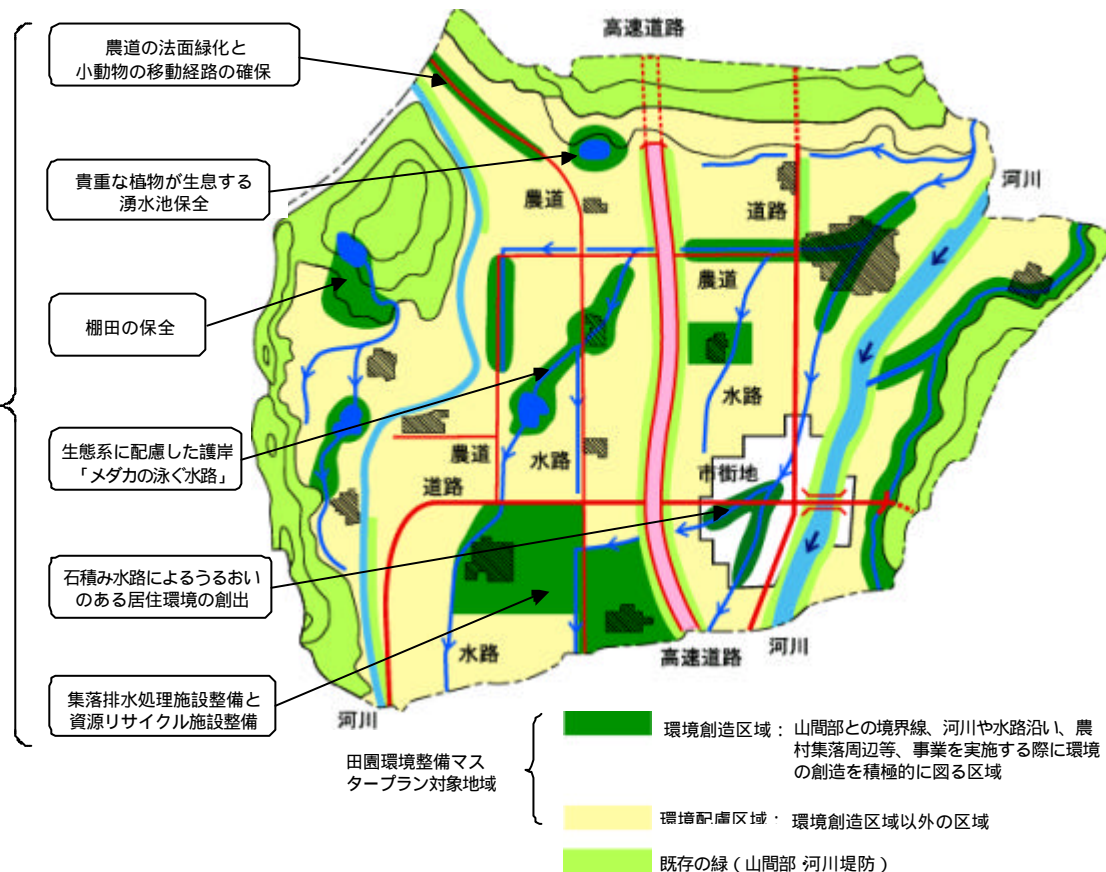


環境配慮の目標と整備の基本方針の作成  
住民の参加により配慮の対象とする環境要素を選定するとともに、将来の維持管理を踏まえた整備の基本方針を作成



環境創造区域と環境配慮区域の設定  
「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定め、各区域ごとに整備構想を作成

#### 環境創造の事例



田園環境整備マスタープラン策定市町村数（H13年度）

策定市町村数	全市町村数	策定割合
1,191	3,224	36.9%

## 2. 環境配慮対策に係る事業手法 (1) 一般事業の中での配慮対策の実施

農業農村整備事業の太宗を占める土地改良事業では、農業生産性の向上などの事業の目的を達成する中で、環境との調和への配慮を行うことから、整備を行う施設のうちマスタープランで定めた環境創造区域において、環境配慮施設整備を実施。

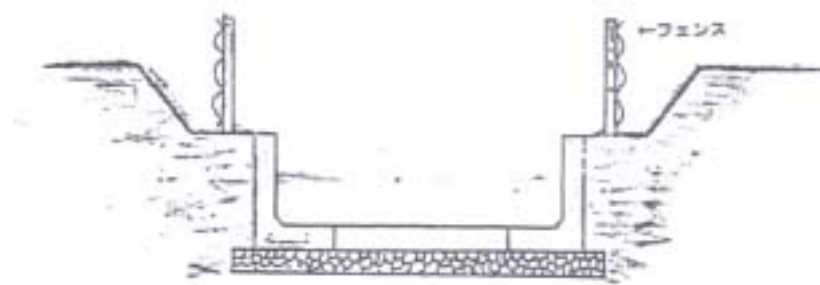
田園環境整備マスタープランの「環境創造区域」を中心に環境配慮施設等を整備。

水路整備の事例

< 従来の整備 >

経済性・機能性を重視したコンクリート水路

【断面図】



< 環境創造型の整備 >

多自然型工法による生態系保全水路

【断面図】



【井桁沈床工による生息場所の確保】



【水路によどみを付けて瀬や淵の創出】



【魚の移動に配慮した急流工】



## (2) 拠点的な整備の実施

農業農村整備事業のうち、農村振興総合整備事業や地域用水環境整備事業等の地域環境の維持増進を目的とした事業により、田園ビオトープの修復、創出や親水施設の整備などの拠点的な整備を実施。

### 水環境整備事業 向島用水地区（東京都日野市）

向島用水は、江戸時代中期に始まり、現在も市内を網の目のように流れる農業用水路。  
 水環境の整備を契機に、計画から管理まで、隣接する学校、用水組合、市民団体、行政が連携し、とんぼ池（地域ビオトープ）や水車小屋、石積み水路等水とのふれあいの場の整備を推進。



学校と水路の境界にあったブロック塀とネットフェンスをはずし、玉石積みと生け垣に



環境教育を日常的に



生きた文化遺産として実際の脱穀を行い、新たなコミュニティの場として利用

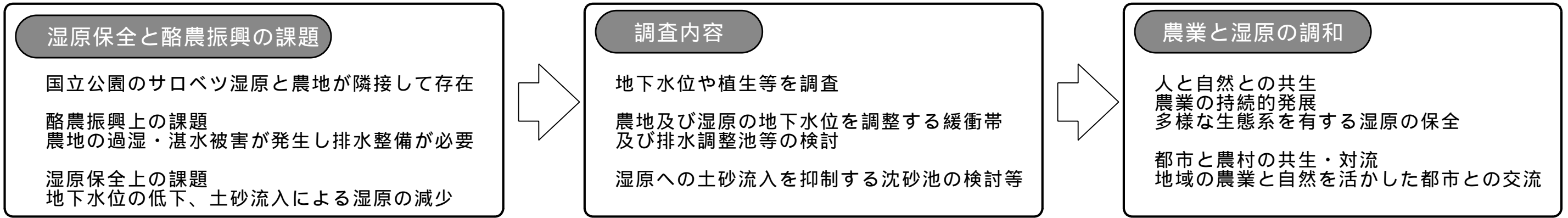
#### 地域の協力

学 校	日常的な管理
用水組合	掃除維持管理
市民団体	設計段階における協議、管理、視察案内
行 政	構想、計画、測量、設計、施工、管理、維持補修、視察案内

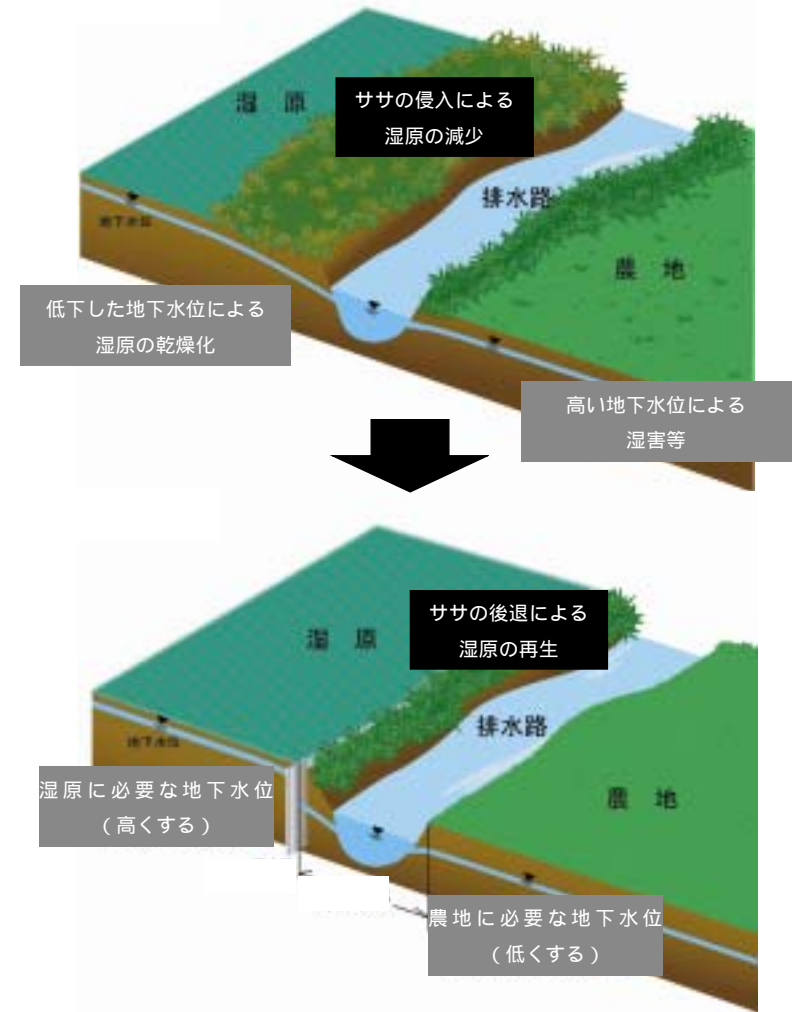
資料)「向島用水親水路」(日野市)をもとに作成

### (3) 他省庁との連携

環境との調和に配慮した農業農村整備事業を実施する中で、隣接する国立公園地域や水路が隣接する河川と併せて環境配慮措置を講ずる必要がある場合は、その所管省庁と連携を図る。  
 例えば、農業と湿原の調和を図るべく、北海道サロベツ地区において、湿害被害が発生している農地における農業生産基盤の整備構想を、環境省と連携した調査を行い隣接する湿原の再生に配慮し策定。



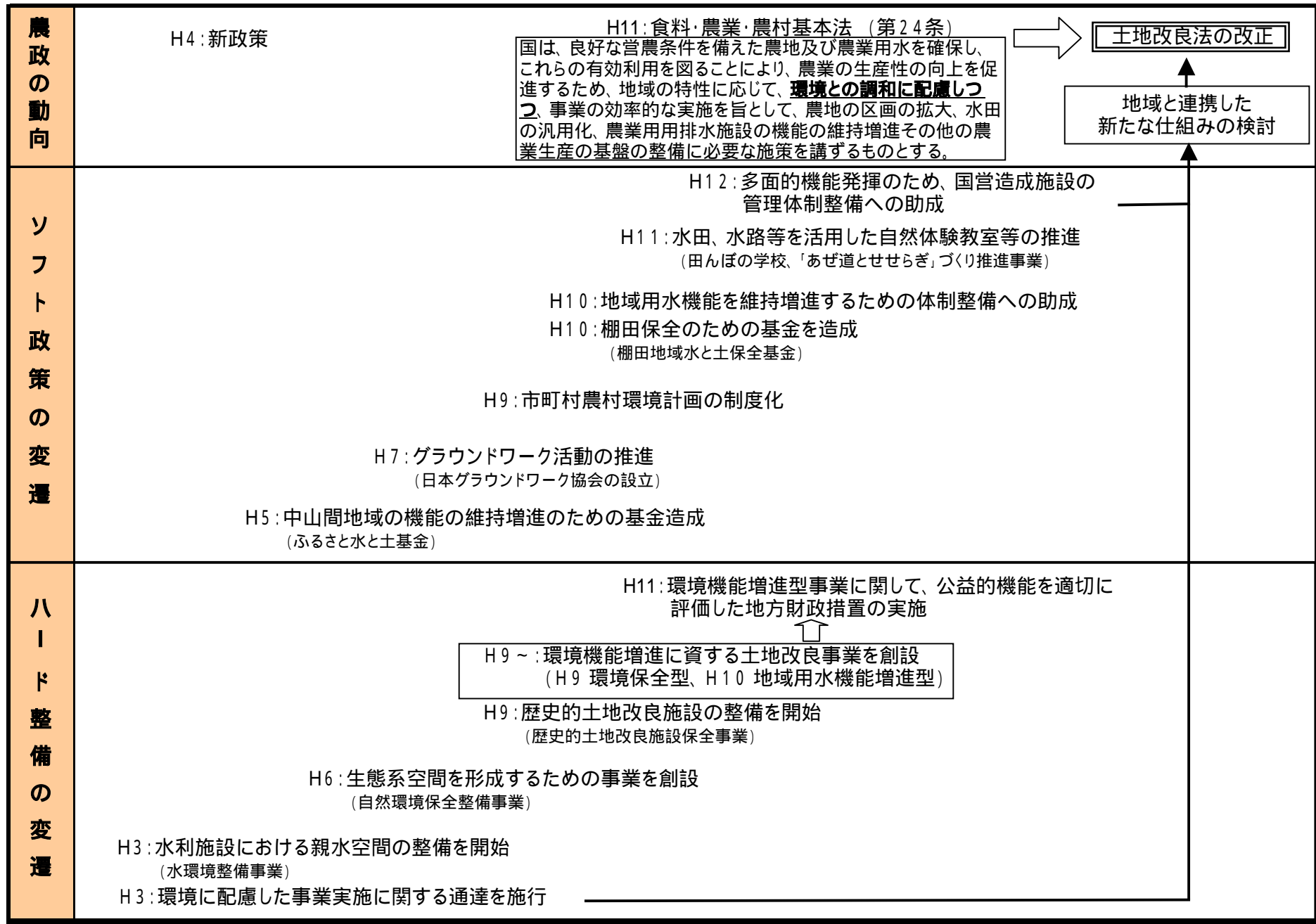
**湿原の再生イメージ**  
 〔 緩衝帯等によって農地と湿原にそれぞれ必要な地下水位を確保 〕





(参考) これまでの取り組み

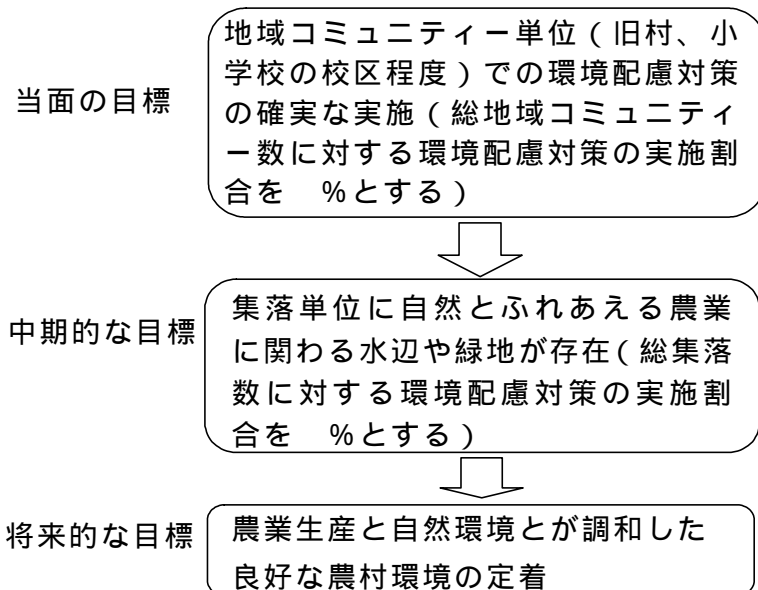
農業農村整備事業においては、これまでも社会状況の変化に対応して各種事業制度を創設してきたが、その一環として、農村環境の保全や農業の多面的機能の発揮に係る事業制度も拡充・強化。



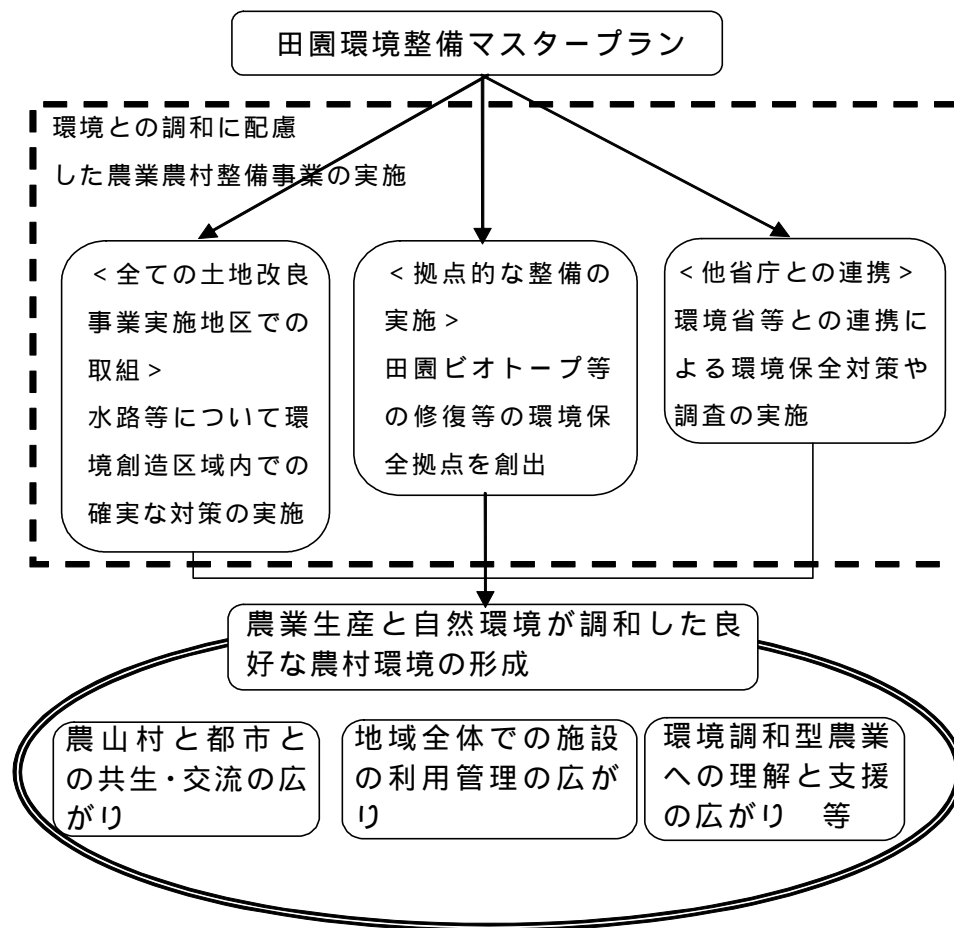
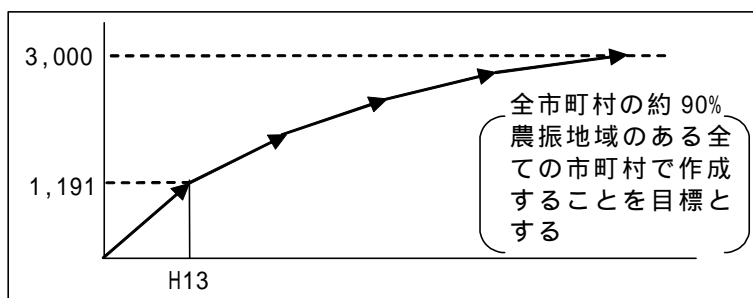
### 3. 環境配慮対策の展開と環境と調和した農業農村の形成に向けた対応のイメージ

今後の土地改良事業の実施に際しては、環境配慮対策の着実な実施により、環境と調和した農業農村の形成に対する理解を広げていくことによって、農業生産と自然環境が調和した良好な農村環境の段階的な定着を目指していく。

#### 環境と調和した農業農村の形成に向けた目標



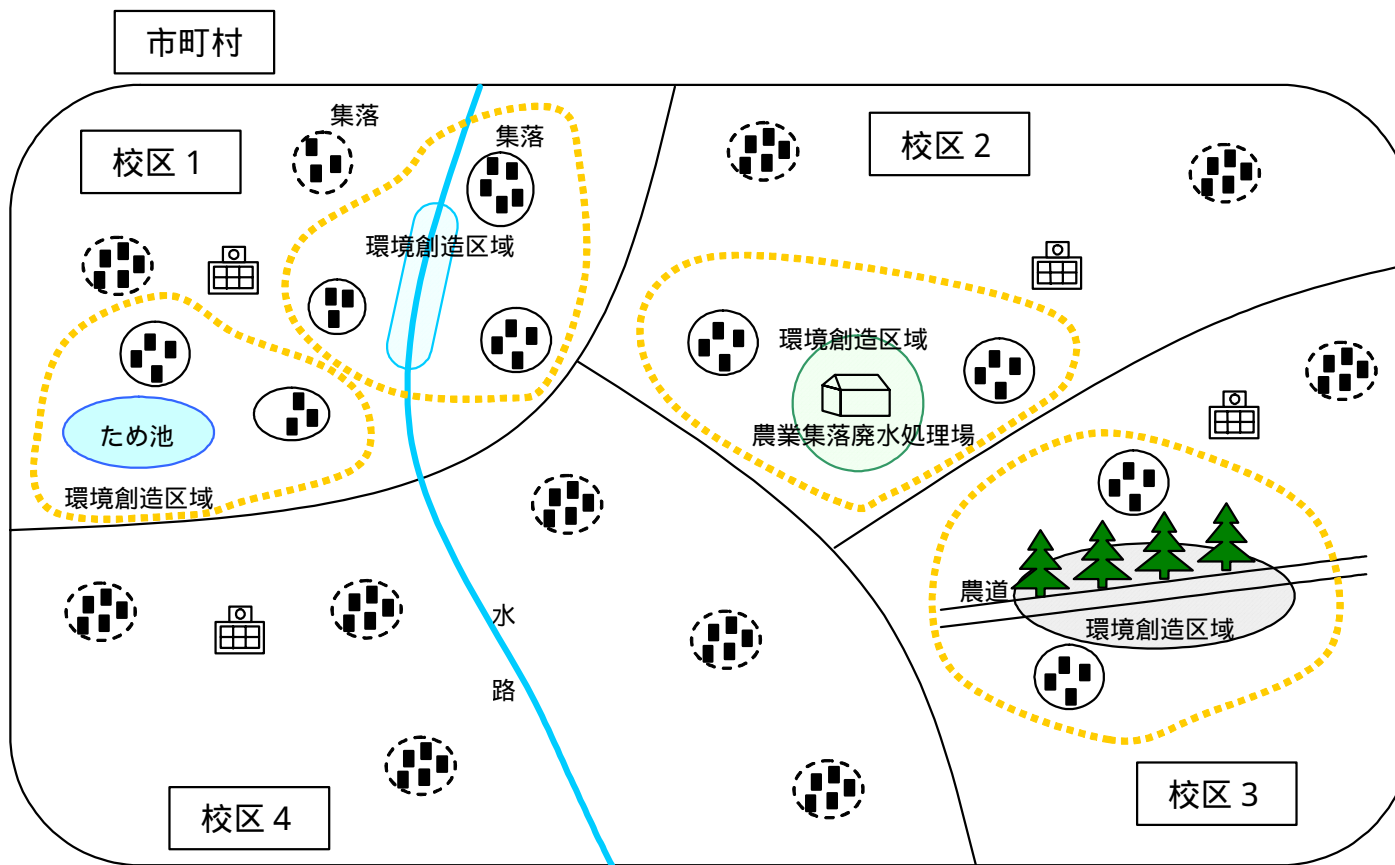
#### 田園環境整備マスタープランの普及の見通し



## 当面の環境配慮実施の目標イメージ（例）

田園環境整備マスタープランに基づき農業農村整備事業を実施する際、地域コミュニティ（旧村、小学校の校区程度）毎に自然とふれあえるように保全・整備する施設や水路区間を設けることとし、そのカバー率を向上させる。事業実施に際しては、原則として100%を目指す。施設の新設・更新整備は徐々に行われることから、計画期間内の事業実施見通し等から、達成目標を設定する。

環境配慮実施イメージ



## 農業農村整備事業で実施する自然とふれあえる施設整備や保全のイメージ

### 施設整備のイメージ

#### 親水機能

(北海道秩父町秩父第1幹線用水)



#### 消流雪用水機能

(北海道当別町当別幹線用水)



#### 生態系保全機能

(岡山県岡山市祇園用水)



#### 生活用水機能

(滋賀県安曇川安曇川左岸用水)





施設整備のイメージ

( 栃木県西鬼怒川地区 )



( 群馬県岡登用水地区 )



( 北海道佐幌地区 )



( 栃木県神主地区 )



保全のイメージ（ガマ植生の過密状態を解消するために一部引抜等を実施、新潟県苗場）

（ガマ引抜状況）



（生き物調査状況）



（ガマ引抜状況）



（生き物調査状況）



保全のイメージ（工事実施に際してメダカを捕獲し一時保護、山形県余目）

（メダカ捕獲状況）



（メダカ捕獲状況）

